

## 「人権ポスターコンテスト」実施要領

### 1 趣 旨

私たちは、だれもが幸福で生きがいのある生活をしたいと願っています。

そして、そのような生活をするためにどうしても欠くことのできない権利として、私たちは、一人一人が「人権」を持っています。だれもがお互いの「人権」を尊重し合うことによって、明るく楽しく暮らしていくことができるようになります。

そこで、だれもが一目でわかるような「人権」についてのポスターを作成することを通じて、「人権とは何か」ということや「いじめをなくすこと」ということなどについて考え、「しあわせへの道しるべ」として、「人権」を尊重し合うことの大切さについて体得していただくことを目的として「人権ポスターコンテスト」を実施します。

### 2 内 容

毎日の生活の中で見たり、聞いたりしたことのなかで、お互いに相手の立場を考えて豊かな人間関係をつくるために考えたことを作品としてください。（人権をテーマとしたものであれば、内容は問いません。なお、作品は未発表のものに限ります）

### 3 応募資格

小学校及び特別支援学校の5・6年生の児童

### 4 応募作品の規格・材料

規格 4つ切（約39cm×54cm）程度（できるだけ縦長をお願いします。）

材料 クレヨン・水彩絵具・ポスターカラー等

### 5 応募方法

各小学校及び特別支援学校ごとに作品をとりまとめ、本年9月5日（金）までに下記の各自治体担当課へ提出して下さい（応募数に制限はありません。）。なお、袋井市については市役所の担当課職員が各学校を巡回して応募作品を受領する予定です（9月3日（水）に巡回予定）。

作品の裏面に学校名、学年、氏名、ポスターの標題を記載した紙片（別紙1）を貼付して下さい。なお、提出に当たっては送付書（別紙2）に記載の上、提出されない作品数についても報告願います。

### 記

〒437-8666

袋井市新屋一丁目1番地の1

袋井市役所市民生活部しあわせ推進課 （電話）44-3121

〒437-0293

周智郡森町森2101番地の1

森町役場住民生活課 (電話) 85-6312

6 審査方法及び審査員

主催団体において協議の上、決定します。

7 入賞発表

本年10月下旬までに各学校を通じて行います。

8 賞

最優秀賞 1名

優秀賞 若干名

優良賞 若干名

参加賞 応募者全員

9 作品の取扱い

(1) 応募作品はポスター展終了後、各学校へ返却します。

(2) 応募作品の著作権は主催団体に帰属します(データ利用等)。

(3) 入賞作品は10月から各市町において順次展示します。

10 主催

袋井人権擁護委員協議会

静岡地方法務局袋井支局